

令和7年5月 河北町農業委員会総会（第5回）

令和7年5月26日（月曜日）午後2時、河北町農業委員会総会を役場3階301会議室に招集した。

◎ 出席委員氏名（12名）

1 番	岡崎 学	委員	2 番	布川 峯夫	委員	3 番	押野 利浩	委員
4 番	関 紀子	委員	5 番	奥山 ちか子	委員	6 番	木嶋 啓治	委員
7 番	堀 和彦	委員	8 番	安部 敏明	委員	9 番	高橋 清	委員
10 番	逸見 三和子	委員	11 番	奥山 喜幸	委員	12 番	後藤 慶治	委員

◎ 欠席委員氏名（0名）

◎ 出席農地利用最適化推進委員氏名（4名）

浅黄 庄一 委員 齋藤 文男 委員 東海林 伸太郎 委員 布宮 聡 委員

◎ 欠席農地利用最適化推進委員氏名（0名）

田川 和美 委員

◎ 職務のため総会に出席した事務局職員の職氏名

佐藤 晃一 農業委員会事務局長兼農林振興課長

嶋田 愛 農業委員会事務局農地係長

◎ 説明のため総会に出席した者の職氏名

◎ 議事日程

令和7年5月26日（月曜日）午後2時 開会、開議

日程第1 議事録署名委員の指名 4 番 関 紀子 委員 5 番 奥山 ちか子 委員

日程第2 議案の審議

報第 9 号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報第10号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議第15号 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他
事務の実施状況の公表

以上の議案を一括上程、開会、開議

○ 佐藤事務局長

それでは只今より令和7年5月河北町農業委員会総会を開会いたします。

はじめに会長よりご挨拶をお願いいたします。

○ 会長挨拶

○ 事務局（佐藤局長）

それでは日程第1の方から会長より座長になって進めていただきたいと思います。

○ 議長（会長）

それでは、日程第1議事録署名委員の指名を行います。

4番 関 紀子 委員 5番 奥山 ちか子 委員お願いいたします。

日程第2、議案の審議にはいります。報第9号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、ご説明いたします。着座での説明とさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。報第9号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、申請番号30番 所在地 大字溝延字サビ●●、畑ほか10筆、合計10,343㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、自作するとのことです。

次に、申請番号31番 所在地 西里字土入●●、畑ほか11筆、合計10,321㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後ですが、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いしますが、畑はあっせん希望とのことです。畑の状況については、委員皆様に地図を配布しておりますので、ご覧いただくとお分かりかと思いますが、山際で適正な管理がされているとは言い難い状況です。

次に申請番号32番 所在地 谷地字山王●●、畑ほか11筆で合計6,053㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に資料の3ページ、申請番号33番 所在地 谷地字山王●●、畑ほか4筆で合計3,723㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、受け手がいない3筆についてあっせんの希望があります。管理は適正にされております。

次に申請番号34番 所在地 大字岩木字岩木東●●、田ほか3筆、合計7,564㎡です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、孫の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作するとのことです。

次に申請番号 35 番 所在地 谷地字嶋●●、田、ほか 5 筆で合計 4,400 m²です。所有者 ●●さんが●●年●●月●●日に亡くなり、子の●●さんが相続されました。取得後は、田は賃貸借契約しておりますので継続して耕作をお願いし、畑は自作することです。

以上 6 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問等ございませんでしょうか。

（なし）

それではこのように許可したいと思います。次に移ります。報第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

報第 10 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、4 ページ、申請番号 77 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田ほか 2 筆、合計 1,061 m²です。渡し人の●●さんと、受け人の●●さんの賃貸借契約の合意解約です。解約後は売買となります。

以下、申請番号 78 番から資料の 8 ページ申請番号 96 番までは、溝延築堤事業に係る用地買収による合意解約で、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

以上 20 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問等ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に移ります。議第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは、議第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、資料の 9 ページをお開きください。売買による所有権移転が 3 件です。

申請番号 30 番、所在地、大字溝延字泊川●●、畑、649 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、労力不足のためとのことです。

次に申請番号 31 番、所在地 谷地字十二堂●●、田、3,063 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 32 番、所在地 大字溝延字稻荷原●●、田、682 m²、1 筆です。渡し人は●●さん、受け人は須●●さんです。理由は、受け人側の要望です。

次に、資料の 10 ページ、賃貸借権の設定が 2 件です。申請番号 33 番、所在地 谷地字東●●、田ほか 6 筆、合計 14,151 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、労力不足のためとのことです。

次に、申請番号 34 番、所在地 大字田井字檀ノ西●●、畑ほか 2 筆、合計 1,012 m²です。渡し人は●●さん、受け人は●●さんです。理由は、受け人側の要望です。

以上 5 件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

現地調査報告をお願いします。30 番から順次をお願いします。

○ 押野委員

はい。30 番、溝延泊川の農地ですけれども現在●●さんが雨よけハウスと野菜畑をしており、今回売買ということで、非常にきれいに管理されてますので問題ないと思います。

32 番、稻荷原の農地ですけれども今回築堤関連におきまして一部国交省に用地買収ということで残地を●●さんが自己保全で管理するということでした。

○ 議長（会長）

31 番をお願いします。

○ 安部委員

31 番、谷地十二堂ですが、●●さんが購入ということで、昨年从这个農地を借りて豆を作っております。今年も豆を作っているようで大きい農家さんですので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

33 番をお願いします。

○ 布川委員

33 番ですけれども、●●さんで耕作するということできれいになっておりまして大丈夫です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（会長）

34 番をお願いします。

○ 関委員

34 番、前はネギを植えていたということですがけれども今は何も植えられていない畑で、受人の●●さんはそこに加工用のさくらんぼを植えて売り先も決まっているということなので大丈夫だと思います。

○ 議長（会長）

はい。ご苦労様でした。何か皆さんからご質問・ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に進みます。議第 14 号 非農地証明願について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

それでは資料の 11 ページをお開きください。議第 14 号 非農地証明願について、申請番号 1 番とありますが、2 番の誤りですので訂正をお願いいたします。

申請番号 2 番 所在地 谷地字真木●●、田ほか 3 筆、合計 1,411.2 m²です。昭和 49 年 10 月 7 日に資材置場として農地法 5 条の許可を受けましたが、登記地目を変更しないまま現在に至っております。14 ページが現況写真になりますが、現在も当該許可申請の転用目的どおり資材置場として利用されております。

以上ご審議よろしくをお願いいたします。

○ 議長（会長）

はい。現地調査報告をお願いいたします。

○ 布川委員

午前中 3 人で確認してきましたが、前から資材置場ということで利用されており何も問題ないと思います。

○ 議長（会長）

はいご苦労様でした。何か皆さんからご質問・ご意見ございませんでしょうか。

（なし）

なければこのように許可したいと思います。次に進みます。議第 15 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局（嶋田）

はい、議第 15 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について主な内容を申し上げます。

資料の 16 ページをお開きください。Ⅱ最適化活動の実施状況 (1) 農地の集積では、集積率の目標 65.0%に対して 64.7%で、目標に対する達成状況は 99.5%となっております。

農業委員会の点検結果としましては、農業者への意向把握の活動により概ね目標どおりの結果が得られたとしております。

次に (2) 遊休農地の発生防止・解消では、緑区分 0.8ha の解消目標に対して 0.7ha の解消実績となっており、目標に対する達成状況は 87.5%となっております。

資料の 17 ページから 18 ページの (3) 新規参入の促進は、新規参入者がなかったことから、新規参入者への貸付等の実績はありませんでした。

資料の 19 ページをお開きください。

最後に、推進委員等の点検・評価結果ということで、皆さまの点検評価の結果を評語ごとに記載しております。なお、農業委員会の目標達成状況の評語は、「目標に対して期待どおりの結果が得られた」ということになりました。

これらの評語は、項目ごとの達成状況に応じた点数の合計点に対応した評語になります。

本件については、総会後、県経由で東北農政局へ報告のうえホームページなどで公表する予定です。今後の活動推進につきましても、農業委員・推進委員の皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

○ 議長（会長）

何か皆さんからご質問ございませんでしょうか。

はい高橋委員。

○ 高橋委員

点検評価結果なんですけど、活動報告の項目の中で○付けるやつ、貸借とか誰が作るとかあるけど農作業が始まるとそんなのは出てこない。現実、農作業して田畑行き来してるときはそこから中見て歩くけど圃場の見回りが主な活動になる。

○ 堀委員

新規就農者なんて話が出た時にそういった案件があったでいいと思うんだけど。圃場の見回り以外はほとんど白紙になる

○ 議長（会長）

実際、遊休農地を見て回るのは日頃の活動としてはいいんだけど、地元で皆忙しい中で特に若手の農業者と昔みたいに「くろ」に腰かけて煙草吸いながら話すなんて状況でないかなかなかその辺が。かといって家に押しかけるのもよほど農地の相談でもあれば心配するんだけどでも経営状況にまでなかなか食い込んでいけない中で、私も今年の田植え予定より 1 週間遅れたのよ。1 週間遅れたら農道でトラック 1 トン半と軽トラ置いてて、避けたの 1 回しかない。そのくらい田植えの真っ盛りでも混まない時代になってきてる。これから、さくらんぼ始まるからいろいろ話もできるかもしれないけど、项目的に難しいのかなと。昔みたいに実行組

合の集まりもないから、あと何かございませんか。

(なし)

それでは総会の方はこれで終了いたします。

午後 2 時 3 0 分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 7 年 5 月 2 6 日

河北町農業委員会総会議長

河北町農業委員会総会議事録署名委員

河北町農業委員会総会議事録署名委員
